

施設・事業所における 障害者虐待の防止と対応 について

- 東京都福祉局障害者施策推進部
- 企画課権利擁護担当

I . 障害者虐待防止法の概要

目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

平成24年10月1日 施行

第一条（目的）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

虐待する人への処罰・制裁ではなく、
虐待が起こらないよう支援していくこと

虐待の定義

●養護者による障害者虐待

障害者の身近の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等

●施設従事者等による障害者虐待

障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

●使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主の為に行為をするもの

虐待の種類

①身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準じる行為を行うこと。

⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

Ⅱ．虐待防止の体制整備

第15条

「障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

施設・事業所は、運営規程に「虐待防止の体制」を定め、そのことを職員・利用者・家族に周知する必要があると定められています。

障害者虐待防止の更なる推進

○ 障害者虐待の発見・再発防止に向け、以下3点を講じることが義務化

[令和4年4月より義務化]

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
- ② 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ ①と②に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

○ 運営規定に定める事項（具体例）

- ・ 虐待の防止に関する責任者の選定
 - ・ 成年後見制度の利用支援
 - ・ 苦情解決体制の整備
 - ・ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ・ 虐待防止委員会の設置等に関すること
- 等

(1) 虐待防止委員会の設置

- ・ **委員長**：管理者
- ・ **委員**：虐待防止マネージャー、利用者
やその家族の代表者、第三者委員会等
- ・ **委員会の役割**：
 - ① 虐待防止のための計画づくり
 - ② 虐待防止のチェックとモニタリング
 - ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

(2) 全ての職員への周知徹底

- ・ 虐待を許さないための「倫理綱領」や「行動指針」等の制定
- ・ 「虐待防止マニュアル」の作成
- ・ 「権利侵害防止の掲示物」の掲示

【やむを得ない身体拘束とは・・・】 ※以下の3要件全てを満たすこと

→①切迫性 ②非代替性 ③一時性

【やむを得ず身体拘束を行うときの留意点】

組織決定と個別支援計画への記載、本人・家族への十分な説明、その他やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録等が必要。

(3) 職員に対する人権意識、知識・技術向上のための研修

- ・ 虐待防止の理念や仕組みを実効性のあるものにするよう計画的に実施する。

- ・ 研修の種類

- ① 虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ② 職員のメンタルヘルスのための研修
- ③ 障害特性に関する知識や技術向上のための研修
- ④ 事例検討
- ⑤ 利用者や家族等を対象にした研修

Ⅲ. 虐待と疑われる事案が あった場合の対応

通報義務

第6条2項

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を
発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

第16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

**虐待があったか不確実な場合でも通報義務が生じます！
施設や事業所の中で事態を収束させてはいけません！**

通報者の保護

第16条4項

障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、**解雇その他不利益な取扱いを受けない。**

通報の際は、犯人捜しをしない！

日頃から職員へ通報者の保護について周知することが大事！

通報後の動きは？ ・ ・ ・

区市町村による事実確認及び虐待有無の判断

→聞き取り調査や資料の提出等にご協力いただきますよう

お願いいたします！

通報後の施設・事業所の対応

○虐待を受けた障害者や家族への対応

→虐待を受けた**利用者の安全確保を最優先**に取り組む。

○原因の分析と再発の防止策

→**虐待発生原因を明らかにし、振り返るとともに、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化**したうえで、同じ誤りを繰り返すことがないよう取り組む。

※外部講師による研修の開催や、再発防止のため第三者の目が入る体制の構築が必要。

○虐待者や役職者への処分等

→処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務付ける等、**再発防止のための対応を行う**ことが求められる。

参考資料

○東京都福祉局HP

(東京都福祉局＞障害者＞障害者施策＞障害者虐待防止と権利擁護)

○厚生労働省HP

(厚生労働省＞政策について＞分野別の政策一覧
＞福祉・介護＞障害者福祉＞障害者虐待防止法が施行されました)